

# 平成22年2月定例会の概要

## ◆22年度予算

### ○一般会計予算(修正後)

1兆344億8,200万円余

### ○特別会計(13会計)

1兆709億1,200万円余

### ○公営企業会計(7会計)

4,642億3,400万円余

---

### 総計

2兆5,696億3,000万円余

# 22年度予算案の問題点



## ◆ 市民サービスの低下 ↓

福祉、教育の分野で、市民生活の後退につながるおそれ

## ◆ 市債の増加 ↑

将来世代に過度の負担を残さないか心配  
そこで、議会は予算を賛成多数で修正しました

# 予算修正の基本的な考え方

- ◆ 市民サービスの低下が予想される事業の復活
- ◆ 市民サービス面から比較的影響が少ない事業の減額・削除



# 復活させる施策

- ◆ 第3子以降(3歳未満児)保育料の無料化
- ◆ 自動車図書館
- ◆ 私立学校等における結核健康診断補助



# 増額させる施策



- ◆ 私立幼稚園就園奨励補助
- ◆ 子宮頸がんワクチン任意予防接種費用の全額助成（政令市では初めて）
- ◆ 留守家庭児童健全育成事業助成

復活・増額させる額の合計は、約5億円

# 削除させる施策

- ◆ 特別職の市長秘書の設置
- ◆ 2段階保育料の導入
- ◆ 日本一おいしい空気のまち・なごやに向けた調査
- ◆ 郷土学習なごや科の推進
- ◆ 学校支援委員会の設置

# 減額させる施策

- ◆ 地域委員会のモデル実施(新規分)
- ◆ まるはち総がかり住んでちょうナゴヤ大作戦
- ◆ 海外演奏家等による音楽鑑賞の推進
- ◆ 放課後子どもプランモデル事業

削除・減額させる額の合計は、約5億円

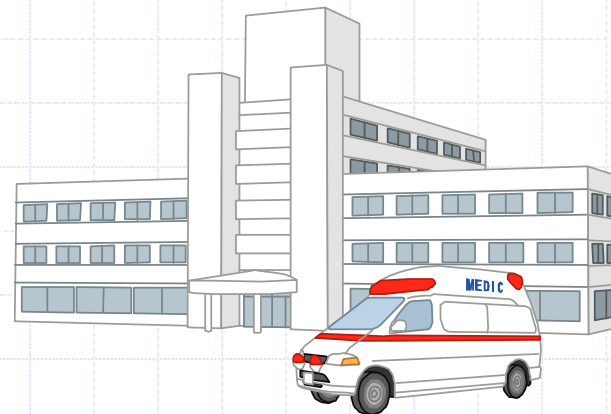
# 水道給水条例の一部改正

- ◆生活支援を念頭に、基本料金と基本水量の引き下げを実施し、使用量が一月10立方メートル以下の使用者を中心に、20立方メートル未満の使用者まで負担軽減を図るもの



# 市立病院条例の一部改正

- ◆ 分べん介助料の値上げを行うもの
- ◆ 値上げの周知期間を十分確保するため、改定時期を22年4月1日から、22年10月1日とするよう修正可決



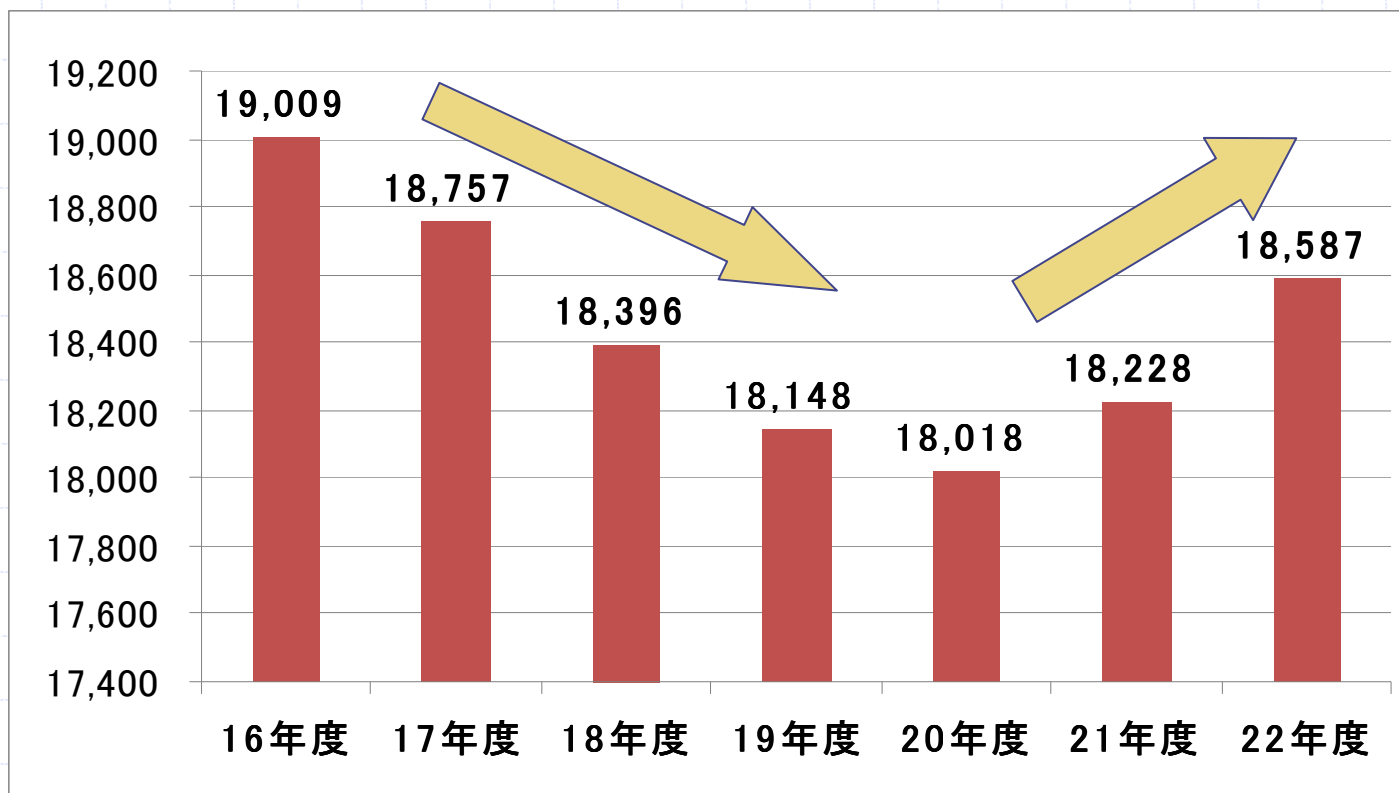
# 議会は、減税の実施にあたり、 附帯決議（要望）をつけました （11月定例会・12月臨時会）

◆賛成した際には、議会として次の附帯決議  
をしています。

- ①福祉、教育の分野において、市民生活の  
後退につながるような予算削減は行わな  
いこと
- ②市債の発行に当たっては、将来世代に過  
度な負担を残さないよう努めること

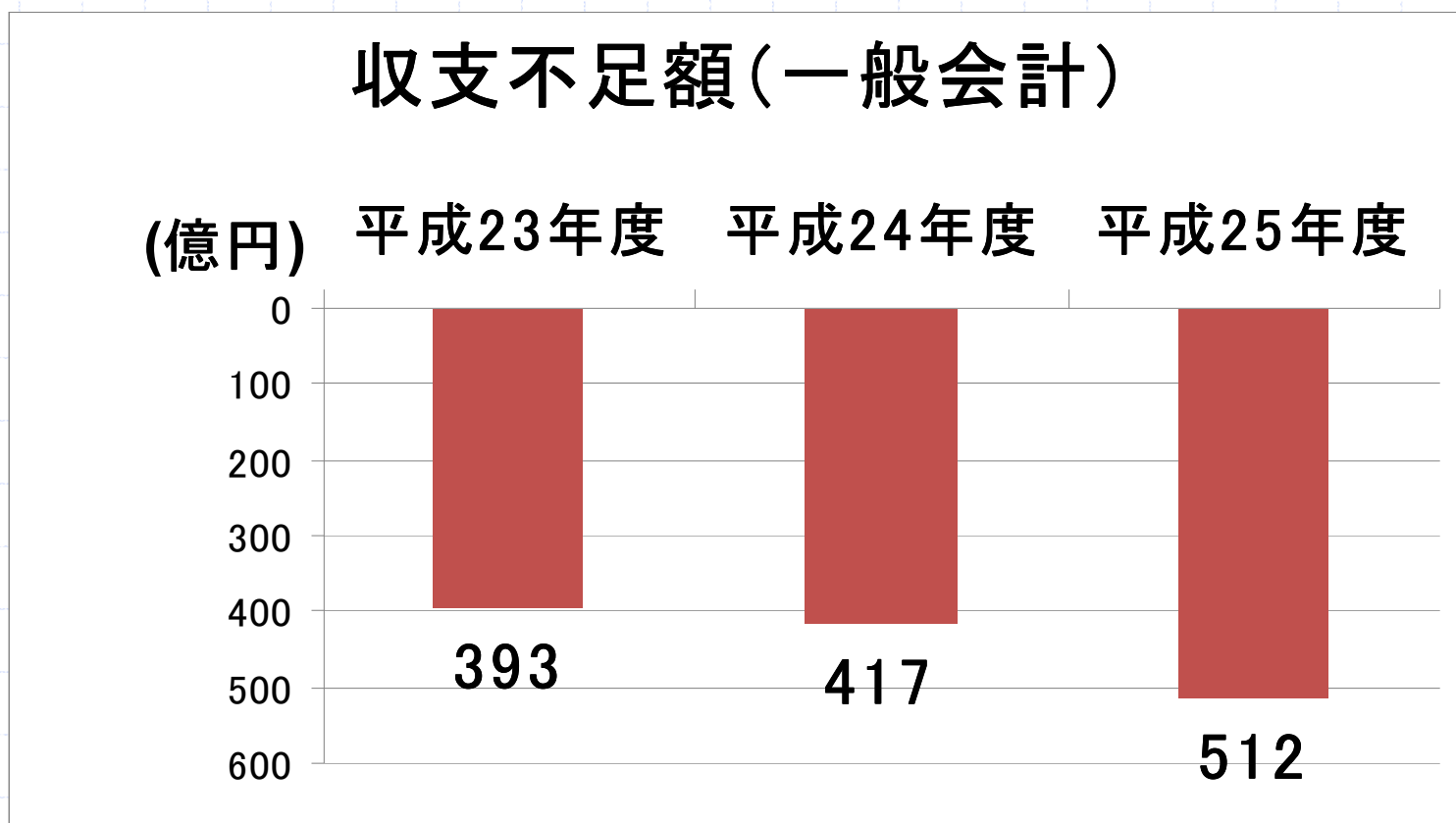
などです。

# しかし、一般会計の市債(借金) は、どんどん増えています (単位億円)



- ◆ 市民一人あたりの市債残高は、21年度で、80万7千円です。

また、来年度以降の一般会計は、赤字が見込まれます



# では、10%減税の効果はどうでしょう？

## 個人市民税減税のモデルケース

	減税額(年額)
年収 300万	1,400円
年収 500万	9,500円
年収 700万	18,100円

(夫婦と子2人世帯の場合)

- ◆ 減税の対象にならない人が約40万人もいます。
- ◆ 対象でも減税額(年額)は、最低300円～最高2150万円となります。
- ◆ 減税の効果を受けなくても、借金(市債)は負わなければなりません。

# 市民税減税条例の一部改正の 内容

- ◆12月臨時会で成立した市民税減税条例を改正し、まずは22年度のみを対象にすることと決定しました。

# 市民税減税条例の一部改正の理由

- ① 23年度以降の減税規模は219億円の見通し、市税収入の見込みも不透明  
→ 予算編成が厳しいことや市債残高の増加が予想される
- ② 減税は、恒久化するのではなく、年度ごとの市税収入の見込みなど総合的に判断することが必要

# 市会の議決すべき事件等に関する条例の制定について

- ◆市の総合計画などについて、議会として立案段階から市民の声を直接反映させることにより、積極的な役割を果たすことができるようにするものです。





# 使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例について

- ◆ 市民生活に重大な不利益を及ぼすような使用料の増額をするときには、市民生活を守るため、実施するまで十分な周知期間を置くことを定めるものです。

# 住民投票条例の制定について

- ◆住民投票の対象となる事項や発議方法を定める「常設型」の住民投票制度を設けるものです。
- ◆本条例案は、よりよい制度とするため、継続審査となりました。

# トワイライトスクール事業者選定 問題調査特別委員会の設置

- ◆ トワイライトスクール事業の選定について、地方自治法100条に基づく調査特別委員会を設置するものです。

